

令和4年志木市議会12月定例会提出議案等概要

総合行政部行政管理課 法務グループ

1	<p>第86号議案 志木市監査委員の選任について（人事課）</p> <p>提案理由 志木市監査委員に成田茂氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により提出する。</p>												
2	<p>第87号議案 令和4年度志木市一般会計補正予算（第8号）（財政課）</p> <p>要旨 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,468万5千円を追加し、予算総額を314億4,385万3千円とする。</p> <p>1 主な歳入</p> <table data-bbox="300 902 1385 992"> <tr> <td>(1) 子どものための教育・保育給付費交付金</td> <td>2,762万7千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 財政調整基金繰入金</td> <td>1億2,798万円</td> </tr> </table> <p>2 主な歳出</p> <table data-bbox="300 1048 1385 1227"> <tr> <td>(1) 原油価格高騰等に伴う光熱費等関連経費</td> <td>6,656万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 国県支出金返還金</td> <td>3,836万1千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 子ども医療費助成事業</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費</td> <td>△3,043万5千円</td> </tr> </table> <p>3 債務負担行為の追加</p> <p>4 補正後の財政調整基金の残高 23億3,259万5千円</p>	(1) 子どものための教育・保育給付費交付金	2,762万7千円	(2) 財政調整基金繰入金	1億2,798万円	(1) 原油価格高騰等に伴う光熱費等関連経費	6,656万円	(2) 国県支出金返還金	3,836万1千円	(3) 子ども医療費助成事業	3,000万円	(4) 給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費	△3,043万5千円
(1) 子どものための教育・保育給付費交付金	2,762万7千円												
(2) 財政調整基金繰入金	1億2,798万円												
(1) 原油価格高騰等に伴う光熱費等関連経費	6,656万円												
(2) 国県支出金返還金	3,836万1千円												
(3) 子ども医療費助成事業	3,000万円												
(4) 給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費	△3,043万5千円												
3	<p>第88号議案 令和4年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（保険年金課）</p> <p>要旨 今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億8,445万9千円を追加し、予算総額を73億1,172万8千円とする。</p> <p>1 歳入</p> <table data-bbox="300 1619 1385 1709"> <tr> <td>(1) 保険給付費等交付金</td> <td>3億8,105万9千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 国民健康保険財政調整基金繰入金</td> <td>340万円</td> </tr> </table> <p>2 歳出</p> <table data-bbox="300 1765 1385 1899"> <tr> <td>(1) 一般被保険者療養給付費</td> <td>3億8,015万9千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 傷病見舞金</td> <td>340万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 傷病手当金</td> <td>90万円</td> </tr> </table> <p>3 債務負担行為の追加</p>	(1) 保険給付費等交付金	3億8,105万9千円	(2) 国民健康保険財政調整基金繰入金	340万円	(1) 一般被保険者療養給付費	3億8,015万9千円	(2) 傷病見舞金	340万円	(3) 傷病手当金	90万円		
(1) 保険給付費等交付金	3億8,105万9千円												
(2) 国民健康保険財政調整基金繰入金	340万円												
(1) 一般被保険者療養給付費	3億8,015万9千円												
(2) 傷病見舞金	340万円												
(3) 傷病手当金	90万円												

4	<p>第89号議案 志木市個人情報の保護に関する法律施行条例（市政情報課）</p> <hr/> <p>1 提案理由 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、志木市個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報保護制度に関し必要な事項を定めたいので、同法第108条の規定により提出する。</p> <p>2 要旨 (1) 主な内容 ア 個人情報取扱事務の登録等 イ 開示請求に係る手数料 ウ 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限 エ 審議会への諮問 (2) 施行期日 令和5年4月1日</p>
5	<p>第90号議案 志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（デジタル推進課）</p> <hr/> <p>1 提案理由 市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、個人番号を利用することのできる事務の追加等をしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨 (1) 主な内容 個人番号を利用することのできる事務（10事務）の追加 (2) 施行期日 公布の日</p>
6	<p>第91号議案 志木市職員の給与に関する条例及び志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）</p> <hr/> <p>1 提案理由 人事院勧告を踏まえた職員の給与の改定をしたいので、地方公務員法第24条第5項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨 (1) 内容 ア 給料の改定 平均0.3パーセントの引上げ イ 期末勤勉手当の支給割合の改定 4.30月 → 4.40月 (2) 施行期日等 公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用</p>

7	<p>第92号議案 志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）</p> <hr/> <p>1 提案理由 一般職員の給与改定を踏まえた特別職員等の期末手当の額を改定したいので、地方自治法第204条第3項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨 (1) 内容 期末手当の支給割合の改定 4. 20月 → 4. 30月</p> <p>(2) 施行期日 令和5年4月1日</p>
8	<p>第93号議案 志木市手数料条例の一部を改正する条例（財政課）</p> <hr/> <p>1 提案理由 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の改正を踏まえ、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る手数料の算定方法の見直し等をしたいので、地方自治法第228条第1項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨 (1) 主な内容 低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る手数料の算定方法の見直し</p> <p>(2) 施行期日 公布の日</p>
9	<p>第94号議案 志木市景観条例の一部を改正する条例（建築開発課）</p> <hr/> <p>1 提案理由 景観に対する社会情勢の変化等に対応し、より良好な景観形成を推進するため、届出対象行為等に係る事前協議制度の導入等をしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨 (1) 主な内容 ア 届出対象行為等に係る事前協議制度の導入 イ 景観アドバイザーの設置</p> <p>(2) 施行期日 令和5年7月1日</p>

1 0	<p>第 9 5 号議案 志木市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（選挙管理委員会）</p> <p>1 提案理由 公職選挙法施行令の改正を踏まえ、志木市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとしたいので、公職選挙法第 1 4 1 条第 8 項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨 (1) 内容 次に掲げる公営に要する経費に係る限度額の引上げ ア 選挙運動用自動車の使用 イ 選挙運動用ビラの作成 ウ 選挙運動用ポスターの作成 (2) 施行期日 公布の日</p>
1 1	<p>第 9 6 号議案 指定管理者の指定について（市民活動推進課）</p> <p>1 提案理由 志木市民会館の管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社を指定管理者として指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨 (1) 施設の名称 志木市民会館 (2) 指定管理者 公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社 (3) 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 3 1 日まで</p>
1 2	<p>第 9 7 号議案 指定管理者の指定について（総合窓口課）</p> <p>1 提案理由 志木市コミュニティスペースつつじの管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社を指定管理者として指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨 (1) 施設の名称 志木市コミュニティスペースつつじ</p>

	<p>(2) 指定管理者 公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社</p> <p>(3) 指定の期間 令和5年5月1日から令和8年8月31日まで</p>
13	<p>第98号議案 指定管理者の指定について（共生社会推進課）</p> <hr/> <p>1 提案理由 複合施設の一体管理による施設の安定的、効果的な運営の確保を図るため、社会福祉法人志木市社会福祉協議会を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 施設の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 志木市総合福祉センター イ 志木市福祉センター ウ 志木市児童センター エ 志木市宗岡子育て支援センター オ 志木市立宗岡第二公民館 <p>(2) 指定管理者 社会福祉法人志木市社会福祉協議会</p> <p>(3) 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで</p>
14	<p>第99号議案 指定管理者の指定について（長寿応援課）</p> <hr/> <p>1 提案理由 志木市第二福祉センターの管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、社会福祉法人志木市社会福祉協議会を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 施設の名称 志木市第二福祉センター</p> <p>(2) 指定管理者 社会福祉法人志木市社会福祉協議会</p> <p>(3) 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで</p>
15	<p>第100号議案 指定管理者の指定について（生涯学習課）</p> <hr/> <p>1 提案理由 志木市立秋ヶ瀬運動場施設の管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社を指定管理者として</p>

	<p>指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 施設の名称 志木市立秋ヶ瀬運動場施設</p> <p>(2) 指定管理者 公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社</p> <p>(3) 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで</p>
16	<p>第101号議案 指定管理者の指定について（いろは遊学館）</p> <hr/> <p>1 提案理由 志木市立宗岡公民館の管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 施設の名称 志木市立宗岡公民館</p> <p>(2) 指定管理者 公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社</p> <p>(3) 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで</p>
17	<p>報告第10号 専決処分報告について（デジタル推進課）</p> <hr/> <p>内容 賃貸借物件紛失に伴う損害賠償請求事件 支払額 金2,400円 (うち保険補填額なし、責任割合100%)</p>